

川崎市公金の保管に関する対策推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 平成13年11月に策定された川崎市におけるペイオフ解禁への対応方策指針の総合的及び計画的な推進を図るため、川崎市公金の保管に関する対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公金の保管方針に関する事項
- (2) 金融機関の経営状況に関する事項
- (3) その他推進会議の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる者をもって組織する。

- 2 推進会議は、会計室長が主宰する。
- 3 推進会議は、必要があると認めるときは、対応方策について専門的な知識を有する者等に対し、出席を求め、その意見を聞くことができる。

(金融機関調査連絡会)

第4条 推進会議に、金融機関の経営状況を把握するため、実務担当者による金融機関調査連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

- 2 連絡会は、別表2に掲げる者をもって構成する。

(部会)

第5条 推進会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

(事務局)

第6条 推進会議の事務を処理するため、事務局を会計室に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年11月30日から施行する。

(川崎市公金預金の保管に関する検討会設置要綱の廃止)

2 川崎市公金預金の保管に関する検討会設置要綱は、廃止する。

附 則

この改正要綱は、平成14年3月12日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成14年4月30日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成16年10月13日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成17年4月19日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成１８年４月２１日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成１９年４月１７日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成２０年４月１日から施行する

附 則

この改正要綱は、平成２２年４月１日から施行する

附 則

この改正要綱は、平成２４年４月１日から施行する

附 則

この改正要綱は、平成２５年４月１日から施行する

附 則

この改正要綱は、平成２６年４月１日から施行する

附 則

この改正要綱は、平成２７年４月１日から施行する

附 則

この改正要綱は、平成２８年４月１日から施行する

附 則

この改正要綱は、平成３０年４月１日から施行する

附 則

この改正要綱は、令和６年１２月１７日から施行する

別表 1 (第 3 条関係)

所 属	職	所 管 業 務 内 容
財政局財政課	課 長	財政一般、財政調整基金
資金課	課 長	減債基金
資産運用課	課 長	土地開発基金
市民文化局多文化共生推進課	課 長	国際交流基金
市民スポーツ室	担当課長	スポーツ振興基金
市民文化振興室	担当課長	文化振興基金、川崎市藤子・F・不二雄 ミュージアム事業基金
経済労働局金融課	課 長	(振興資金他)
公営事業部総務課	課 長	競輪施設等整備事業基金、 競輪事業運営基金
労働雇用部	担当課長	勤労者福祉共済事業基金 (勤労者生活資金) (勤労者福祉共済資金)
環境局企画課	課 長	地域環境保全基金
減量推進課	課 長	資源再生化基金
健康福祉局総務部	担当課長	大規模災害被災者等支援基金
生活保護・自立支援室	担当課長	生活保護費前渡金
地域包括ケア推進室	担当課長	民間社会福祉事業従事者福利厚生等 事業基金、長寿社会福祉振興基金
介護保険課	課 長	介護保険給付費準備基金
障害者社会参加・就労 支援課	課 長	心身障害者福祉事業基金
保健医療政策部	担当課長	公害健康被害補償事業基金、動物愛護 基金
医療保険課	課 長	国民健康保険財政調整基金
こども未来局企画課	課 長	子ども・若者応援基金
児童家庭支援・虐待 対策室	担当課長	災害遺児等援護事業基金
まちづくり局住宅整備推進課	課 長	市営住宅等敷金基金、市営住宅等修 繕基金
交通政策室	室 長	鉄道整備事業基金
企画課	課 長	都市整備事業基金
建設緑政局みどりの協働推進課	課 長	緑化基金
みどりの企画管理課	課 長	等々力陸上競技場整備基金
霊園事務所	所 長	墓地整備事業基金
港湾局庶務課	課 長	港湾整備事業基金
危機管理本部危機管理部	担当課長	災害救助基金
教育委員会学事課	課 長	奨学事業基金、学校長名義預金
健康給食推進室	担当課長	学校給食運営基金
上下水道局財務課	課 長	企業会計
交通局経理課	課 長	企業会計

病院局経営企画室	担当課長	企業会計
----------	------	------

(事務局)

会計室	室 長	会計事務
審査課	課 長	会計事務
出納課	課 長	会計事務

※ 所管業務内容の（ ）は、制度融資の預託業務

別表 2（第 4 条関係）

所 属	所 管 業 務 内 容
財政局資金課 経済労働局金融課 上下水道局財務課 交通局経理課 病院局経営企画室	全般 振興資金他 企業会計 企業会計 企業会計

(事務局)

会計室審査課	会計事務
出納課	会計事務